【公益活動事業補助金】

募集から事業実施までのスケジュール

①申請募集	**６月１７日　～　７月１６日**
②公開プレゼンテーション	**７月２９日** ・申請団体による公開のプレゼンテーションを開催 ・提出された書類とプレゼンテーションの内容を基に市民協働推進会議が審査します。
③交付決定	**８月中** 市民協働推進会議の審査結果をもとに、予算の範囲内で、市長が決定し、各団体代表者あてに交付・不交付について通知します。
④事業実施	**交付決定～令和２年３月** ・合意した内容に基づき、事業に着手。
⑤実績報告	**事業終了後** ・事業終了後、30 日以内又は翌年度の 4 月 20 日までのうち、いずれか早い日までに必要書類を提出。
⑥補助金の確定	**実績報告後** ・実績報告の提出書類の内容を審査し、補助金の交付確定を行います。
⑥請求・交付	**補助金確定後** ・「公益活動事業補助金交付請求書」を提出していただき、補助金を交付いたします。
⑦事業報告会	**令和２年４月～６月（予定）** ・公開の事業報告会を開催し、対象事業の成果等の報告をもとに市民協働推進会議が事業評価を行います。

【協働事業提案制度】

募集から事業実施までのスケジュール

①提案募集	**６月１７日　～　７月１６日**
②担当部署の決定	提案について担当する市の部署を決定し、提案団体と担当部署の双方に通知します。
③公開プレゼンテーション	**７月２９日（月）** ・提案団体による公開のプレゼンテーションを開催します。 ・提出された書類とプレゼンテーションの内容を基に市民協働推進会議が審査します。
④成案化の決定	**８月中** ・市民協働推進会議の審査結果をもとに、市長が成案化に向けて採用する提案を決定します。 ・提案団体に採用、不採用の通知をします。
⑤協　議	**８月～** ・提案団体と市の担当部署が、より良い実施方法の検討、役割分担及び協働の諸条件について協議します。 ・協議の内容に合意したときは、協定書を締結し、市の財政負担を伴う場合は翌年度予算に計上します。 ※この時点で事業実施を担保するものではなく、あくまでも翌年度予算として議会の議決が前提です。
⑥事業実施	**令和２年（2020 年）４月～令和３年（2021 年）３月** ・合意した内容に基づき、事業に着手します。
⑦事業報告	**令和３年（2021 年）４月～６月（予定）** ・公開の事業報告会を開催し、提案団体による事業の成果等の報告をもとに市民協働推進会議が事業評価を行います。